



被害者支援からみた被害者参加制度 および裁判員裁判について

公益社団法人
福井被害者支援センター



副理事長・弁護士 川上 賢正

平成 20 年 12 月 1 日から「被害者参加制度」が導入されました。

「被害者参加制度」を分かり易く言うと、犯罪の被害者というのは、今までは傍聴することでしか刑事裁判には関わっていませんでした。それが、傍聴席の仕切り（バー）を超えて、被害者が検事席の隣に座ることができる制度です。勿論座る場所が変わるだけではありません。被告人のために出てきた情状証人に対し、示談などのことについて自ら質問をすることが出来ますし、被告人に対しても聞きたいことを質問できます。

更に、検事側の求刑（刑罰をどうするのかという意見）の後、被害者自身からも、刑罰はどうあるべきかを、裁判官に言うことができます。

勿論、被害者は検事の許可を得て、この発言をすることが出来るのですが、これまでとは違い、被害者はいわば当事者として刑事裁判に参加することが出来るのです。被害者自身が発言できない場合は、被害者が依頼した弁護士が代わりに発言することも出来ます。これを被害者参加弁護士といえます。一定の要件を満たせば被

害者参加弁護士は国の費用で依頼できます。

「被害者参加制度」と同時に「損害賠償命令制度」というのも創設されました。刑事裁判で有罪判決が出たあと、刑事の裁判所は、被害者の求めに応じて、損害賠償命令の決定を出してくれます。費用は一律 2,000 円で、迅速な手続き（約 4 回までの審理）で行われます。これまでは、刑事裁判で有罪となっても、損害賠償を求めるには、民事の裁判所に提訴しなければなりません。費用や時間の面で被害者にとって有利になりました。

平成 21 年 5 月 21 日から導入された「裁判員裁判」でも被害者参加制度が適用されます。被害者支援の視点からみると、裁判員というのはいままで裁判官が 3 人だったのが 6 人増えて 9 人になったというだけで、とくに変更はないのですが、裁判員の方は一般の市民です。この方に、どのようにしたら被害者の立場を分かってもらえるかということについての工夫がいると思います。

現在、福井県ではこの制度「被害者参加制度」を利用される方はまだ少なく平成 22 年 1 月末現在では 3 件に過ぎません。実際に被害者参加する場合には、被害者はかなりのプレッシャー（検察官の隣にすわることのプレッシャーは相当なもの）があることは間違いなんでしょうし、いろんな手続きも生じます。ただ福井弁護士会には被害者支援に精通した弁護士もおりますし、民間の支援団体の福井被害者支援センターもサポート致します。どうぞ一でご相談下さることをお勧め致します。

with you

あなたとともに

第 20 号

2009.11.1

犯罪被害者等早期援助団体指定記念

平成 21 年度 9 月 11 日、福井県公安委員会から 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。



ご挨拶

公益社団法人福井被害者支援センター
理事長 松原 六郎

秋も深まり、北の山からは初冠雪のニュースなども聞かれる時期になりましたが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

この度、9月11日にわが公益社団法人福井被害者支援センターは福井県公安委員会から早期援助団体の指定を受けることが出来ました。

被害者の方の了解を得て、警察からセンターに支援のための情報を頂くのです。これは私たち福井被害者支援センターにとっては、長年の課題であり、目標でありました。支援の必要な方に、いち早く、確実に寄り添うことが出来るのです。一番支援を必要としている時期に的確な支援が提供される、これは被害からの回復に大いに役立つことと思われます。

これまで、多くの人たちの力が結集されて、ここまでたどり着くことが出来ました。福井県、県警本部、各市町、そして、率先して会員になってくださった、行政や警察のお一人お一人の職員の方のお力があったからこそ結果です。また、企業や一般の方々からも大勢の方が会員として支えて下さいました。さらに、ボランティアで相談や事務局、公開講座、街頭でのキャンペーン活動などを続けてきてくださった会員の皆様、この場をお借りして心よりお礼申し上げます。



犯罪被害者等早期援助団体の指定書を受け取る
福井被害者支援センターの松原理事長

大切なのはこれからです。私たちは、これを機に、更なる力を結集して被害者の方やそのご家族を支える決意でございます。犯罪被害に遭うということは、全てが、待たなしの状況に陥ります。優しさとチームワークを発揮して、さりげない支援を的確にやらせて頂きたいと思ひます。



福井被害者支援センターの活動は相談活動だけではなく、チラシづくり、ポスター作り、街頭でのキャンペーン活動等、いろいろな活動があります。もちろん資金面での参加もあります。被害者支援に地域全体で取り組んでいくために皆様の支援センター活動への参加をぜひお願いしたいと思います。今後とも何卒よろしくお願ひいたします。

公益社団法人 福井被害者支援センター

日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

with you
あなたと ともに

第19号 2009.5.1

公益社団法人認定を受けて

公益社団法人
福井被害者支援センター
理事長 松原六朗



福井被害者支援センターは4月1日、公益社団法人の認定を受けました。平成13年開設以来、「寄り添い」を理念に活動してきた、やっとここまでたどり着いたというのが、正直な気持ちです。これまで、NPO時代、一般社団法人時代に長くお世話になった皆様に心から感謝申し上げます。

しかし、この4月1日は、もちろんゴールではありません。被害者の方やそのご家族を支えることになお一層、力を入れなければなりません。いわば、公益社団法人の認定は、スタートです。まだまだ、努力と工夫をこらさなければならないことが山積しているという状態です。

福井は犯罪の少ない県と言われているようですが、その凶悪化、無差別化においては目に余るものがあります。犯罪被害は、今までごく平凡な生活を送り、悪とは全く無縁の生活を営んでいた人に、何の理由もなく突然起こるところにその理不尽さがあります。これまでは、そのような被害に遭われた人たちを支援する活動はほとんどありませんでした。そのために、被害に遭われた人たちは、途方に暮れ、中には引き籠ってしまわれ、外との接触を避ける日々を送る人たちさえおられます。繰り返しますが、被害者の方々は、それまで、ごく平凡な生活を送り、悪とは無縁の生活を営んでいた人たちであり、被害に遭う何の理由もなくひどい目に遭うのです。

もちろん、センターのメンバー一人一人は、支援したという自己満足に落ちるようなことのないように常に自分を戒めなければなりません。被害者支援センターがどんなに頑張っても、失われたものを取り戻すことはできませんから。しかし、それでもメンバーは「寄り添い」続けさせていただきたいと思っています。



公益社団法人の認定書交付式の松原理事長

■公益社団法人認定書を授与

平成21年4月1日、県警本部で「公益社団法人」の認定書交付式が行われ、佐野淳本部長から松原理事長に認定書が交付されました。認定は福井被害者支援センターの社会的信用や財政基盤の強化につながり、「早期援助団体」の指定に向けて大きく前進したと言えます。早期援助団体の指定は6月中を目指しています。

早期援助団体とは？

犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等の援助をすることにより、犯罪直後における心身の被害を早期に軽減することを目的に、福井県公安委員会の指定を受けた団体をいいます。

この制度は2002年に施行された「犯罪被害者等給付金に関する法律」第23条に基づいて創設されたものです。犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって日常生活に大きな支障をきたします。そこで被害者の同意を得て警察からの情報に基づいて被害者等へ直接支援を行うものです。(中村)